

日本共産党の今井光子議員の反対討論

日本共産党の今井光子です。私は日本共産党を代表して、議題107号、108号、109号についての反対討論と、一般会計補正予算についての意見を述べさせていただきます。いま県内の中小業者はアベノミクスの恩恵も程遠く、格差と貧困が広がる中で、来年の消費税増税に対応してどのように資金繰りをして乗り越えていくのか不安で夜も寝られない状況です。

議第107号は債権放棄についての議案です。

これは中小企業高度化資金の貸付に伴うもので30件20億9500万のうち19億3千万、92%がヤマトハイミール食品協業組合に関するものです。この中には昭和42年に貸し付けたものや、1円の返済もなく債権放棄されたものなど、あまりにもずさんな管理が行われたといわざるを得ません。

ヤマトハイミールの貸付は平成13年に県が償還条件変更を8回も繰り返しまったく請求していない貸付があることが発覚し、日本共産党が県民の税金で貸したものは請求すべきと議会で再三取り上げてきました。議員が県の融資について質問しても、情報公開請求を行っても秘密。国会では秘密保護法が強行採決されましたが秘密を持った結末はこのような結果になることをよく見ておいていただきたいと思います。

住民訴訟がおこなわれ、平成19年3月22日、知事選挙の告示日、「県は回収の義務を怠っており違法である。」との判決が出ました。荒井知事が初出馬の知事選挙の告示日でした。その後組合が破産、県がやっとの事で強制執行をした日は理事長の死去の日で、綿密な打ち合わせの中でその日が選ばれたのではないかとさえ感じるほどのタイミングの良さでした。住民は更に前知事および商工労働部長の責任の損害賠償求めましたが賠償額が確定できないと棄却されました。

この間県は連帯保証人に請求を行い、保証人からは印鑑を勝手に使われたと裁判が起こされるなど、当初どのような手続きで貸付が行われたのかが闇に包まれたままです。20年間の長期にわたり、無利子、で貸付と経営支援まで専門家が行うというきわめて有利な事業がなぜ債権放棄となったのか、知事は「今後審査をいっそう厳正にする事が必要」と述べています。私は委員会で「これまで厳正ではなかったと思うのか。」と質問。「これまでも厳正であったが更に厳正にする」との答弁で、この融資に対する反省がまったく感じられませんでした。

H9組合が提出した法人税の申告書には奈企連田原本の印鑑が押されています。県会議員の元秘書が自宅を担保に、組合のためにお金を借りる。更にこの人物が組合設立当時、関係者の留守中に家族に対して同意を得ているからと印鑑を勝手に使用していたという2件の相談が寄せられました。債権放棄をするならば、この貸付がどのようなものであったのか全容を県民に明らかにすべきです。なぜ貸し付けを行った県が、裁判の判決や、監査委員や外部監査などから言われなければ債権に踏み切る事ができなかったのかが重大問題

です。

知事は「今後中小企業基盤整備機構の参加を常にもとめ貸付の可否を診断する。」としていますが、中小企業高度化資金の破綻は全国的に共通しており、その資金が流用された事は各地で明らかになり、国の関与で改善できるとは思えません。もともと差別を解消する組合設立、工場建設、貸し付け、条件変更という一連の作業が部落解放同盟や組合に対する追随、迎合、奉仕という県当局の主体性を欠いた中で行われてきたことは明白で、今後県が主体性を持って判断し回収することがもっとも重要です。今となってはこれ以上の回収を望む事は困難であると考えますが、この事案に対する県の猛省がないことは今後同じ誤りを起こす事につながりますので同意できません。

議第108号および議第109号は県立なら病院と三室病院リハビリセンターをひとつの地方独立行政法人に移行させるためその定款と、継承させる権利を定めるものですが、職員の身分や労働条件において、業績をもとに賃金や労働条件が切り下げられる恐れがあること、また採算が取れない場合住民サービスの切捨てにつながり住民負担が拡大する事が懸念されますので同意できません。

最後の一般会計補正予算、県立学校授業料徴収事務準備事業は全額国庫を財源に法改正に伴い必要であると判断しますので賛成いたします。本来高校授業料無償化は世界の流れであり、これまですべての生徒が無償であったものが安倍内閣の元で所得制限が導入された事は、逆行といわざるを得ません。これによって現場では大変な事務作業が発生する事が心配されています。現場の教師や生徒に負担をかけない徴収事務となることを求めるものです。

以上討論を終わります。議員各位におかれましては賛同いただきますようよろしくお願いいたします。